

発行所 株式会社 FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678
編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

減価償却制度の改正

Q: 減価償却制度が改正されたそうですが、その内容と適用時期を教えてください。

A: 建物の定額償却の義務づけ、建物の耐用年数の短縮、少額減価償却資産の取得価額基準の引き下げ等が主な改正の内容です。

【解説】

平成10年度の改正では、減価償却制度について大きな見直しが行われましたが、その内容は次のようなものです。

(1)平成10年4月1日以後取得のものに適用

①建物の償却方法

新たに取得するものから定額法に一本化されます。

②営業権の償却方法

任意償却から5年間均等償却に変更されます。

(2)平成10年4月1日以後開始事業年度から適用

①建物の耐用年数の短縮

耐用年数を10%~20%短縮し、最長のものでも50年となります。

②少額減価償却資産

取得価額基準が20万円未満から10万円未満に引き下げられ、10万円以上20万円未満の資産については、事業年度ごとに一括して3年間で全額を均等償却する簡便法が手当てされます。

③簡便償却の廃止

初年度2分の1簡便償却が廃止され、原則通り月数で按分することになります。

